10月からごみの分別方法が変わります!!

新しい「ごみの分け方・出し方」前編

1市2町ごみ処理広域化に伴い、10月からごみ分別方法を変更します。

今月号と来月号では、新しい「ごみの分け方・出し方」についてご紹介します。

今までと変わらないもの

●容器包装プラスチック

○「プラマーク」の付いたものです。

○「透明・半透明」のビニール袋・レジ袋で出してください。

○汚れは落としてください。

○収集回数は「週1回」です。

●古紙・古布類

○古紙はひもでしばってください。

○雑紙（名刺サイズよりも大きい紙類）は紙袋に入れるか、雑誌の間に挟んで出してください。

○古布は「町指定の黒い文字の袋」で出してください。

○収集回数は「週1回」です。

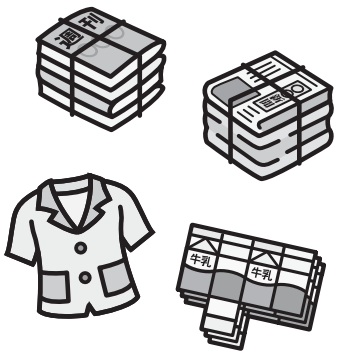

●剪定枝

○枝はひもでしばってください。

○草葉は「透明・半透明」のビニール袋・レジ袋で出してください。

○収集回数は「月2回」です。

廃止するもの

●その他のプラスチック

○その他のプラスチックは廃止します。

○家庭用のラップや、ゴム手袋、ストロー、スポンジなどの「やわらかいプラスチック」は、「可燃ごみ」で出してください。

○プラスチック製のハンガーやお弁当箱、CD、プラスチック製の文房具などの「かたいプラスチック」は、「不燃ごみ」で出してください。

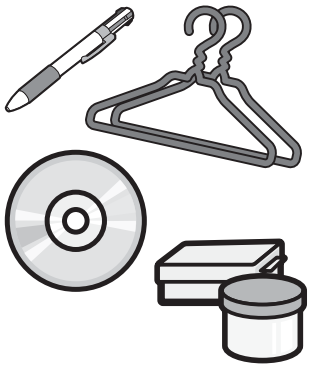

過渡期として「緑の袋」使えます!!

その他のプラスチックの廃止に伴い、「町指定の緑の文字の袋」も廃止しますが、10月以降は「可燃ごみ」の袋として、ご家庭にあるものを使い切るまで、使うことができます。

少し変更するもの

●可燃ごみ

○「燃せるごみ」は「可燃ごみ」に名前が変わります。

○その他のプラスチックの廃止により「やわらかいプラスチック」が加わります。

○「町指定の赤い文字の袋」で出してください。

○収集回数は「週2回」です。

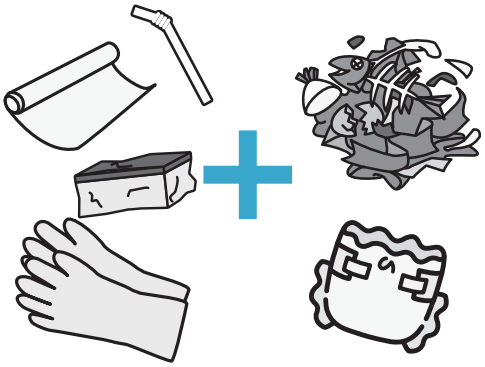

●ペットボトル

○ごみ集積場所で収集します。

○ラベルとキャップは外して、つぶしてください。

○「透明・半透明」のビニール袋・レジ袋で出してください。

○収集回数は「月2回」です。

○公共施設や商店にある回収容器は撤去しますので、ご注意ください。

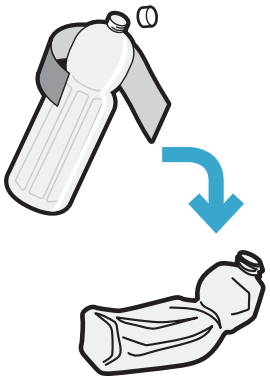

※次回は、残りの品目をご紹介します。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

★分別資料を確認して！

広報と一緒に「ごみの分け方・出し方」のチラシ、冊子（50音順分類表入り）、地区別収集カレンダーをお配りしています。これらをよく見ていただき、新しい分別方法をご確認ください。

問 環境美化センター ☎(72)4438